

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 1 日

県立長野図書館長 森 いづみ

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名

県立長野図書館中央監視設備部品交換ほか調整工事設計業務

#### (2) 業務箇所

長野市若里 1－1－4 県立長野図書館

#### (3) 仕様等

設計書によります。

#### (4) 業務概要

図書館（RC3F、B1F 8,614 m<sup>2</sup>）の中央監視設備部品交換及び入出力対象機器の調整工事の設計

#### (5) 履行期間

業務開始日から約 150 日間

#### (6) 支払条件

ア 前 金 払 原則として、1 件の契約金額が 50 万円以上の業務について、契約金額の 3 割の範囲内で前金払いをします。

イ 部 分 払 行いません。

#### (7) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) 建築コンサルタント業務の入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 公告日現在において、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 管理技術者として一級建築士を配置できること。（公告日現在において当該資格を有している者に限る。）

ウ 北信地区（長野及び北信地域振興局管内）又は東信地区（佐久及び上田地域振興局管内）に本店を有していること。

エ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

〒380-0928

長野市若里 1－1－4

県立長野図書館 総務企画課 総務係

電話 026（228）4500

電子メール naganotoshokan@pref.nagano.lg.jp

### 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 9 月 29 日（火） 午後 2 時

イ 場所 県立長野図書館 3 階 研修室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 5 時までに県立長野図書館総務企画課総務係に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

ア 入札参加者が保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して所長の確認を得たとき。

イ 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれ

がないと所長が認めたとき。

前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付してください。

(6) 契約保証金

政令第 167 条の 16 並びに規則第 142 条及び同第 143 条に基づき策定された「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成 27 年 3 月 11 日付け 26 契検第 135 号）の規定により取り扱うものとします。

(7) 入札の無効

入札説明書 5 の各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。